

2019年9月20日

日本基督教団 関東教区 諸教会・伝道所 御中

日本基督教団 関東教区
総会議長 福島 純雄
教会互助委員会
委員長 熊江 秀一

関東教区教会互助 教師謝儀互助について

主の御名を賛美いたします。

日々、主の宣教の業にお励みのことと存じます。さて、関東教区教会互助「教師謝儀互助」の2020年度分申請について、下記の通りご案内申し上げます。

1. 新規・継続に関わらず、新年度の関東教区教会互助申請の締め切りは、1月31日です。

1月31日以降の提出は、受け付けられませんので早めにご準備下さい。

※互助を必要とする人事を行う時、役員会に招聘の候補者があげられ、協議に入った時点において、常置委員会に同意を得るものとする。(関東教区互助施行細則第8条)

2. 申請に要する書類は、以下の通りとなります。

① 関東教区教会互助「教師謝儀互助」申請書(A4版)

※ 必ず地区委員長・地区長の決済後、締切日前までに教区事務所へお送り下さい。

尚、申請用紙は教区HPの資料集「関東教区各種申請書」からダウンロードするか、CD-ROM「関東教区ハンドブック申請書一覧」よりコピーしてお使い下さい。

② 本年度の「教会総会資料」

③ 教区教会互助申請を議決した役員会議事録の写し

④ 当年度4月期～12月期までの会計収支報告書(累計)

⑤ その他必要書類として、教師・配偶者の年金通知票や源泉徴収票、または確定申告済みの書類等、収入の全実態が把握できる書類のコピー

3. 関東教区教会互助の基準額と互助可能額の計算方法は、下記の通りとなります。

【基準額 = A.基本給×16+ (B.配偶者手当+C.扶養手当)×12】

A. 基本給	190,000円
B. 配偶者手当	20,000円
C. 扶養手当	10,000円(配偶者を除く一人につき)

※年収103万円以上の配偶者・扶養家族は、基準額の算定に含まれません。

① 関東教区教会互助可能額の計算方式

互助可能額 = 基準額 - (教会からの謝儀+教師の年金・アルバイト・他からの収入等+配偶者の年金等の収入から103万円を越えた額の半額)

※ 配偶者の年金等の収入が103万円未満の場合は、「0」とする。

※ 2020年度から、従来の教育手当は奨学会会計より充当することとなりました。2.①同様にダウンロードまたはコピーして別途「奨学金申請書」をご提出ください。

② 教区の宣教方策上、配慮を要する伝道地については、別途に考慮します。

4. 関東教区教会互助額の決定と執行について

① 2月開催の教会互助特別委員会において、申請書類に基づき原案を作成し、常置委員会での審議を経てこれを内定額とします。申請された教会には内定額をお知らせ致します。

② 5月の関東教区総会において議場に提案し、可決後に正式執行されます。

③ 4月・5月分の互助額は、内定額の16分の1の70%とし、関東教区総会后に調整額を6月分に加えて送金いたします。